

●移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出にヘルパーが付き添い、移動を支援します。なお、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は対象となりません。また、原則1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。

◎対象

屋外での移動が困難な障がい者であって、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人。ただし重度訪問介護、行動援護または重度障害者等包括支援の支給決定者を除く

◎費用負担

原則1割負担。世帯の所得に応じて次の月額負担上限額があります。

世帯の収入状況等	月額負担上限額
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	0円
市民税非課税世帯で、 利用の決定を受けた障がい者が18歳未満	4,600円
市民税非課税世帯で、 利用の決定を受けた障がい者が18歳以上	9,300円

●住宅改修費の助成

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障がい者等が、段差解消などの住環境の改善を行う場合に、居宅生活動作補助用具の購入および改修工事費を給付します。購入、改修後では給付の対象となりませんので、事前にご相談ください。なお、介護保険で改修工事を受けることができる人は、介護保険制度が優先されます。

◎対象

身体障害者手帳を持っている人で、肢体不自由（下肢・体幹）、または乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有し、その障がいの障がい程度等級が3級以上の人。ただし、特殊便器への取り替えについては肢体不自由（上肢）2級以上の人

◎内容

手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引

き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への便器の取り替え、それらに付帯して必要となる住宅改修
※20万円を限度とします。

◎費用負担

原則1割負担。世帯の所得に応じて次の負担上限額があります。

世帯の収入状況等	負担上限額
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	20,000円

■「障がい福祉のしおり」

障がいに関する制度やサービスなどを掲載した平成23年版「障がい福祉のしおり」ができあがりしました。

高齢障害課、総合事務所市民窓口課、埴生支所、南支所、公園通出張所に備えていますのでご利用ください。



●問い合わせ・申請先

総合事務所市民窓口課 (☎71・1514)
高齢障害課 (☎82・1170)